



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 20 日 (火)
第 605 号

目 次

告 示

○土地改良区定款変更の認可..... 439

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出..... 439

○土地改良区役員の退就任..... 440

○基本測量の終了..... 442

○同..... 442

○公共測量の終了..... 442

○同..... 443

○都市計画変更図書の写しの縦覧..... 443

○開発行為の工事完了..... 443

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 444

警 察 本 部

○栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 445

告 示

栃木県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
都 賀 町 土 地 改 良 区	令和 7 (2025) 年 5 月 8 日

(農地整備課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和 7 (2025) 年 9 月 22 日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂益子大沢店
芳賀郡益子町大字大沢126-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 8 (2026) 年 1 月 3 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,190㎡

6 駐車場及び駐輪場の収容台数

駐車場 38台

駐輪場 8 台

7 荷さばき施設の面積

40㎡

8 廃棄物等の保管施設の容量

3.76㎡

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時間 午前 8 時 00 分

閉店時間 午後 10 時 00 分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

13 届出年月日

令和 7 (2025) 年 5 月 2 日

14 縦覧場所

県ホームページ

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第 19 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
小 山 市 美 田 北 部 土地改良区	理 事	中 島 英 樹		小山市大字小薬 386	令 和 7 (2025) . 4 . 1	
	〃	塚 原 俊 市		〃 〃 303	〃	
	〃	伊 藤 明 利	伊 藤 明 利	〃 〃 338	〃	令 和 7 (2025) . 4 . 2

	理 事	兼田 隆	兼田 隆	小山市大字小薬91-1	令 和 7 (2025). 4 . 1	令 和 7 (2025). 4 . 2
	〃	麻生 敏男	麻生 敏男	〃 大字大本1764	〃	〃
	〃	麻生 政男	麻生 政男	〃 〃 1799	〃	〃
	〃	橋本 秀夫	橋本 秀夫	〃 〃 1006	〃	〃
	〃	川島 実	川島 実	〃 〃 468	〃	〃
	〃		大木 高之	〃 大字小薬693		〃
	〃		秋元 和重	〃 〃 313		〃
	監 事	篠原 眞一	篠原 眞一	〃 〃 191	令 和 7 (2025). 4 . 1	〃
	〃	土谷 正則	土谷 正則	〃 大字大本115	〃	〃
	〃	高瀬 孝明	高瀬 孝明	〃 大字黒本185	〃	〃
藤 岡 土地改良区	理 事		渡邊 俊江	栃木市藤岡町蛭沼2005		令 和 7 (2025). 4 . 16
	〃		高際 瞳	〃 藤岡町赤麻848		〃
た か は ら 土地改良区	理 事	君嶋 武久		矢板市倉掛557	令 和 7 (2025). 3 . 31	
	〃	齋藤 洋		〃 〃 954- 4	〃	
	〃	和氣 操		〃 〃 199- 1	〃	
	〃	落合 文夫		那須塩原市四区町724-359	〃	
	〃	君島 永世	君島 永世	矢板市倉掛555	〃	令 和 7 (2025). 4 . 1
	〃	石塚 功	石塚 功	〃 〃 536	〃	〃
	〃	高瀬 悦子	高瀬 悦子	〃 上伊佐野288	〃	〃
	〃		矢板 進	〃 〃 451		〃
	〃		石塚 享司	〃 倉掛508		〃
	監 事	矢板 進		〃 上伊佐野451	令 和 7 (2025). 3 . 31	
	〃	和氣 勝美		〃 倉掛690	〃	
	〃	石塚 富也	石塚 富也	〃 〃 537- 1	〃	令 和 7 (2025). 4 . 1
	〃		落合 文夫	那須塩原市四区町724-359		〃

(農地整備課)

○基本測量の終了

令和 6 (2024) 年 4 月 5 日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域
栃木県全域
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで

II

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影）
当該地域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、数値写真を作成する。
- 2 作業地域
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、塩谷町
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 4 月 19 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで

III

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木町、塩谷町、那須町
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで

○基本測量の終了

令和 6 (2024) 年 6 月 14 日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業地域
宇都宮市、芳賀町、高根沢町
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 5 月 27 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで

○公共測量の終了

令和 7 (2025) 年 2 月 4 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法

律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、渡良瀬川河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量 (空中写真測量)
- 作業地域
渡良瀬川河川事務所管内
- 作業期間
令和 7 (2025) 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日まで

○公共測量の終了

令和 6 (2024) 年 7 月 26 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、思川開発建設所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量
・デジタル航空写真 (地上解像度11.5cm)
・標高データ (地図情報レベル1000、1.0mメッシュ)
・数値図化 (レベル1000、レベル2500 (レベル1000の縮小編集))
- 作業地域
栃木県鹿沼市上南摩町地内他
- 作業期間
令和 6 (2024) 年 7 月 8 日から同年11月10日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により令和 7 (2025) 年 5 月 9 日に変更した、宇都宮都市計画高度利用地区の関係図書の写しを同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字安塚字下原765番 1	下野市文教一丁目11番地16	医療法人志由会

下都賀郡壬生町大字安塚字西南原847番 5

小山市城北二丁目18番地16

パワーサービス株式
会社

(都市政策課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
令和 7 (2025) 年 1 月 29 日	(廃止)	小山市美しが丘 3-35-1 ファミリーマート小山美しが丘店	(株) ファミリーマート
令和 7 (2025) 年 2 月 25 日		鹿沼市茂呂字松原1372-3 ファミリーマート鹿沼茂呂店	伊井 康浩
令和 7 (2025) 年 2 月 26 日	那須郡那須町大字湯本字ツムジゲ平506-12 ファミリーマート那須街道店	(新規)	安東 龍介
令和 7 (2025) 年 2 月 28 日	(廃止)	鹿沼市栄町 1-3-3 ファミリーマート鹿沼栄町店	(有) 日野仲商店
令和 7 (2025) 年 3 月 1 日	鹿沼市栄町 1-3-3 ファミリーマート鹿沼栄町店	(新規)	伊井 康浩
令和 7 (2025) 年 3 月 31 日	(廃止)	那須塩原市二区町492-3 ファミリーマート那須塩原二区町店	(有) 東山
令和 7 (2025) 年 4 月 15 日		佐野市高萩町1341-5 ファミリーマート佐野新都市店	(株) ファミリーマート
令和 7 (2025) 年 4 月 24 日		小山市大字三拝川岸31-22 ファミリーマート小山羽川店	
令和 7 (2025) 年 4 月 30 日		宇都宮市インターパーク 1-3-3 ファミリーマート TSUTAYAインターパーク店	岡本 隆夫

(会計局会計管理課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第 4 号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 20 日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 3 条関係） 本部長決裁事項～教養課長専決事項 略 会計課長専決事項 1 略 <u>2 公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものに限る。）に関するこ</u> <u>と。</u> 生活安全企画課長専決事項～警察署副署長専決事項 略	別表（第 3 条関係） 本部長決裁事項～教養課長専決事項 略 会計課長専決事項 1 略 生活安全企画課長専決事項～警察署副署長専決事項 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。